



島根県報

令和2年9月8日(火)

第 139 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則 (健康推進課) 2

【特定調達公告】

島根県原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借に係る一般競争入札の落札者等 (原子力安全対策課) 6

簡易型電子線量計衛星回線調達に係る一般競争入札の実施 (") 6

浜田水産高等学校レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータの調達に係る一般競争入札の実施 (教育施設課) 9

公布された条例等のあらまし

◇療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第71号）

1 規則の概要

- (1) 療育の給付に要する費用の徴収額の決定に係る世帯の階層区分の改正（別表関係）
- (2) 婚姻によらないで母となった女子又は父となった男子に対する寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用についての所要の改正（別表備考10・様式第3号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規**則**

療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月8日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第71号

療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

療育の給付に係る費用の徴収に関する規則（昭和62年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中「所得税額等」を「市町村民税額等」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

階層区分	世帯の階層（細）区分	徴収基準月額	加算基準月額		
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付受給世帯	円 0	円 0		
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	220		
C階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみの課税世帯	4,500	450		
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の所得割課税世帯の所得割の額による区分	所得割の年額3,000円以下	D 1 階層	5,800	580
		3,001円から5,800円まで	D 2 階層	6,900	690
		5,801円から8,700円まで	D 3 階層	7,600	760
		8,701円から13,000円まで	D 4 階層	8,500	850
		13,001円から17,400円まで	D 5 階層	9,400	940
		17,401円から22,400円まで	D 6 階層	11,000	1,100
		22,401円から28,200円まで	D 7 階層	12,500	1,250
		28,201円から58,400円まで	D 8 階層	16,200	1,620
		58,401円から75,000円まで	D 9 階層	18,700	1,870
		75,001円から96,600円まで	D10階層	23,100	2,310
		96,601円から121,800円まで	D11階層	27,500	2,750
		121,801円から175,500円まで	D12階層	35,700	3,570
		175,501円から221,100円まで	D13階層	44,000	4,400
		221,101円から380,800円まで	D14階層	52,300	5,230

	380,801円から549,000円まで	D15階層	80,700	8,070
	549,001円から579,000円まで	D16階層	85,000	8,500
	579,901円から700,900円まで	D17階層	102,900	10,290
	700,901円から849,000円まで	D18階層	122,500	12,250
	849,001円から1,041,000円まで	D19階層	143,800	14,380
	1,041,001円以上	D20階層	全額	左の徴収月額の10%。ただし、その額が17,120円に満たない場合は17,120円

備考

- 1 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの間は、前年度の市町村民税によることとする。
- 2 この表のC階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1からD20までの階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 3 所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 4 この表における「生活保護法の規定による被保護世帯」とは、児童の扶養義務者の1人以上が、生活保護法の規定による保護を受けている世帯（単給世帯を含む。）をいう。
- 5 この表における「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付受給世帯」とは、児童の扶養義務者の1人以上が、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている世帯をいう。
- 6 この表における「市町村民税非課税世帯」とは、扶養義務者の全員が生活保護法の規定による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付（7及び8において「生活保護法の規定による保護等」という。）を受けておらず、かつ、当該年度の市町村民税が課せられていない世帯をいう。
- 7 この表における「市町村民税均等割の額のみ課税世帯」とは、扶養義務者の全員が、生活保護法の規定による保護等を受けておらず、かつ、扶養義務者について次に掲げる要件が満たされている世帯をいう。
 - (1) 扶養義務者の全員が、所得割の額による市町村民税を課せられていないこと。
 - (2) 扶養義務者の1人以上に市町村民税が均等割の額によって課せられていること。
- 8 この表における「市町村民税の所得割課税世帯」とは、扶養義務者の全員が生活保護法の規定による保護等を受けておらず、かつ、その1人以上に市町村民税の所得割が課せられている世帯をいう。
 なお、市町村民税の所得割を課せられている扶養義務者が、児童の属する世帯内に2人以上いるときは、それぞれの扶養義務者の市町村民税の所得割の額を合算した額をもって、その世帯の市町村民税の所得割の額とする。
- 9 この表における「全額」とは、児童に対する療育の給付に要した費用につき、知事の支弁すべき額又は費用総額

から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による負担額を差し引いた残りの額をいう。

10 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。

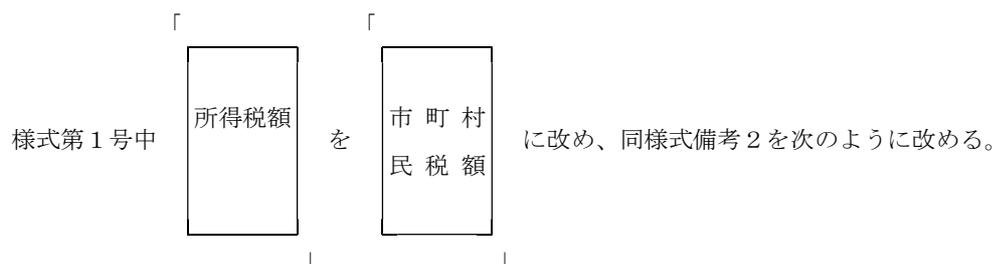
また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、2における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（(3)において「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。（3)において同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

なお、上記の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、その旨を記載した申請書（様式第3号）を提出するものとする。



2 扶養義務者とは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の3親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせる者をいう。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童を扶養している世帯外扶養義務者を除き、認定に際しては扶養義務者としての取扱いは行わない。

様式第1号添付書類4を次のように改める。

4 市町村民税世帯は、その課税額について市町村民税額を証明する市町村長の証明書

様式第1号添付書類5を削り、同様式添付書類6中「5まで」を「4まで」に改め、同様式添付書類中6を5とする。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号（別表関係）

年 月 日

療育の給付に係る寡婦（夫）みなし適用申請書

島根県知事 様

申請者氏名： 印
子の氏名：
住 所：

私は、療育の給付に当たり、費用負担の算定に関して、寡婦又は寡夫のみなし適用を受けたいので、添付書類を添えて申請致します。

【寡婦又は寡夫とみなされる者として該当する番号をチェックしてください。】

- ① 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有するもの
- ② ①に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
- ③ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

（注1）「前年の所得」とは、地方税法第313条第1項に規定する所得（総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額）の合計額となります。また、療育の給付の利用日が1月から6月の場合は、前々年の所得となります。

（注2）「基礎控除額」とは、所得税法第86条第1項の規定により控除される額（38万円）となります。

【添付書類】

- (1) 申請者・子の戸籍全部事項証明書
- (2) その他知事が必要と認めるもの

【注意事項】（申請に当たっては、下記の内容について同意の上申請を行ってください。）

- (1) 知事が必要と認めた範囲において、児童扶養手当の支給に関する情報や申請者及び対象となる子の課税状況等の寡婦（夫）とみなすために必要な情報を関係部署に照会又は情報提供する場合があります。
- (2) 療育の給付の利用後において、申請内容に虚偽があった場合は、寡婦（夫）みなし適用を取り消し、当該申請に基づき適用された利用料の減額分について全額返還いただくこととなります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年9月8日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
島根県原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借 一式
（機器調達、設置、配線、調整、保守等一式）
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県防災部原子力安全対策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
令和2年8月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
和幸電通株式会社 代表取締役 山下 剛史 松江市古志原二丁目22番14号
- 5 落札金額
349,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和2年8月11日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年9月8日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
簡易型電子線量計衛星回線 一式
 - (2) 入札案件の仕様等
入札説明書のとおり
 - (3) 契約期間
契約締結日から令和4年3月31日まで
 - (4) 納入場所
入札説明書のとおり
- 2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、初期費用及び令和3年4月1日から令和4年3月31日までの役務に係る金額に消費税及び地方消費税に相当する額を、それぞれ加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額を以下の計算式に当てはめ、得られた金額を入札書に記載すること。

【計算式】

入札書記載金額＝（初期費用の110分の100に相当する金額）＋（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの役務に係る金額の110分の100に相当する金額）

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(5)電気通信機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 入札説明書に示す入札参加資格確認申請書その他の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県防災部原子力安全対策課原子力安全対策第二グループ

電話 0852-22-5698 F A X 0852-22-5600

電子メール gen-an@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和2年10月9日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和2年10月9日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。また、令和2年10月9日（金）は、午前9時から午後4時までとする。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和2年10月9日（金）午後4時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）その他の書類を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和2年10月22日（木）午前9時から同月23日（金）午後4時まで

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和2年10月23日（金）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和2年10月23日（金）正午までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年10月26日（月）午前10時

イ 場所

4の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を

落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県防災部原子力安全対策課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased : Satellite lines for radiation-monitoring posts (simple model) , 1 set
- (2) Contract period : From the contract date to March 31, 2022
- (3) Date and time of bidding : 4 : 00 p.m. October 23, 2020 (The period for electronic bidding is from 9 : 00 a.m. October 22, 2020 to 4 : 00 p.m. October 23, 2020. Bids by post must arrive by 12 : 00 p.m. October 23, 2020.)
- (4) Date and time for opening of bids : 10 : 00 a.m. October 26, 2020
- (5) Contact : Nuclear Power Safety Policy Division, Department of Disaster Prevention, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-5698

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年9月8日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

浜田水産高等学校レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年1月29日（金）

ただし、システムの構築期限は令和3年1月27日（水）とする。

(4) 納入場所

島根県立浜田水産高等学校（島根県浜田市瀬戸ヶ島町25-3）

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(5)電気通信機器」に登録されている者であること。
- (5) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポート並びに障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。
- (6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (7) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局（問合せ先）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育庁教育施設課

電話 0852-22-6602

FAX 0852-22-6016

(2) 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

令和2年9月8日（火）から同年10月19日（月）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入及び押印の上、FAXで上記の部局へ送付すること。

(3) 入札書の提出期限等

ア 日時 令和2年10月19日（月）午前10時00分まで

（郵便入札にあつては、令和2年10月19日（月）午前9時30分必着）

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎 教育委員室

（郵便入札にあつては、(1)の場所）

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年10月19日（月）午前10時00分から

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎 教育委員室

4 その他

(1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号又は第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3の(1)の場所に令和2年10月9日(金)午後5時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県教育庁教育施設課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Radar ARPA Simulator 1 set

(2) Deadline for Tender : 10 : 00 a.m. October 19, 2020

(Applications by mail must arrive at the office above by 9 : 30 a.m. October 19, 2020)

(3) Contact point for the notice : Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8502 Japan

TEL : 0852-22-6602